

## 五島市インバウンド誘客促進事業補助金交付要領

(令和6年4月1日 6五文観第9号 決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、五島市への外国人観光客誘致を促進し、観光消費の拡大を図るため、外国人観光客の受入環境を整備する者に対し、予算の範囲内において、五島市インバウンド誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多言語化 日本語に加え1以上の外国語により表記することをいう。
- (2) 自社サイト 自社において開設し、運営するサイトをいう。

(補助対象者、補助対象事業及び補助額)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその額は、別表第2のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のうち次のとおりとする。

- (1) 企画及びデザインに要する費用
- (2) パンフレット、リーフレット等の作成及び印刷に要する費用
- (3) 自社サイトの作成及び加工に要する費用(自社サイトの保守管理、維持経費を除く。)
- (4) 施設案内板の作成及び設置に要する費用
- (5) 翻訳に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 五島市インバウンド誘客促進事業補助金事業計画書(様式第1号)
- (2) 五島市インバウンド誘客促進事業補助金収支予算書(様式第2号)

2 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書の写し又は経費の内訳が分かる書類
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件は、別表第3のとおりとする。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更の承認)

第8条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、五島市インバウンド誘客促進事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の20パーセント以内の額の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日又は3月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 五島市インバウンド誘客促進事業補助金事業実績書(様式第1号)
- (2) 五島市インバウンド誘客促進事業補助金収支精算書(様式第2号)
- (3) 事業実施の前後での写真又はパンフレット等の成果品
- (4) 補助対象経費の支出を証する書類

(財産の処分の制限)

第10条 取得財産等については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第22条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同令に定める耐用年数に相当する期間とする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

補助対象者	詳細
船舶運航事業者	海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者のうち、市内に事業所を有する者。
旅客自動車運送事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ（一般乗合旅客自動車運送事業）、ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）及びハ（一般乗用旅客自動車運送事業）に規定する事業を営業者のうち、市内に事業所を有する者。
宿泊施設経営者	市内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に該当する営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する営業を除く。）を営業者。
飲食事業者	市内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業の許可を受けて、営業を行っている者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、

	同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている者及びこれに類するものは除く。
体験コンテンツ提供事業者	市内において、既に旅行者を対象とした体験型コンテンツの提供を自ら行っている者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている者及びこれに類するものは除く。
小売事業者	市内で小売業を営む者。
その他	この表に定めるもののほか、外国人観光客が観光目的で利用することができる施設の所有権又は賃借権を有し、市長が必要と認めた者。

別表第2（第3条第2項関係）

補助対象事業	補助額	補助限度額 (1件当たり)
パンフレット、リーフレット等の多言語化	補助対象経費の2分の1以内の額	10万円
自社サイトの多言語化	(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	30万円
施設案内板の多言語化		20万円
一補助事業者あたりの補助限度額		60万円

備考 補助対象事業の経費には、消費税及び地方消費税を含まない。

別表第3（第6条関係）

補助対象経費	条件
自社サイトの多言語化	自社サイトの日本語サイトで予約機能を有するものは、多言語化されたサイトにおいても予約機能を有すること。なお、予約機能を有するサイトが他社サイトにある場合で、自社サイトから移行可能な場合の予約機能についても補助の対象とする。

様式第1号（第5条・第8条・第9条関係）

五島市インバウンド誘客促進事業補助金事業計画書（実績書）

事業計画（事業実績）

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業の実施内容  ※実施事業を○ で囲み、その 具体的内容を 記載するこ と。	1 パンフレット、リーフレット等の多言語化	
	内 容	
	制作部数	
	言 語	
	2 自社サイトの多言語化	
	内 容	
	言 語	
	3 施設案内板の多言語化	
	内 容	
	言 語	

様式第2号（第5条・第8条・第9条関係）

五島市インバウンド誘客促進事業補助金収支予算書（精算書）

1 収入の部 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
市補助金		
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
消費税及び地方消費税		補助対象外
計		

備考 摘要の欄には、区分ごとの積算の根拠がわかるように記載してください。

消費税及び地方消費税は「補助対象外」として計上してください。

様式第3号（第8条関係）

五島市インバウンド誘客促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

五島市長 様

申請者 住 所

代表者名

年 月 日付け五島市指令 第 号で交付の決定の通知があった五島市インバウンド誘客促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、五島市補助金等交付規則第（平成16年五島市規則第44号）第11条第1項の規定より承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

関係書類

(1) 五島市インバウンド誘客促進事業補助金事業計画書（様式第1号）

(2) 五島市インバウンド誘客促進事業補助金収支予算書（様式第2号）

※変更された部分の変更前を上段に括弧書きし、変更後の内容が対比できるように作成すること。

(3) 変更内容の詳細を明らかにする書類